

2023年2月25日

ご投資家の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・バランス・ファンド」の各種変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題ファンドは、日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に分散投資を行い、複合ベンチマークを上回る運用成果を目標としていますが、設定当時（1997年12月）からの金利環境の変化に照らし、複合ベンチマークの構成を見直すことが適切と考えております。

そのため、2023年2月25日より、複合ベンチマークの変更を含む下記変更を行わせていただきます。

なお、現在、掲題ファンドにご投資の場合でも、特段のお手続きは不要です。

引き続き、弊社ならびに弊社ファンドをご愛顧頂きますよう、宜しく願いいたします。

敬具

本件に関するお問い合わせ先

| |
|---|
| フィデリティ投信株式会社 カスタマー・サービス フリーダイヤル：0120-00-8051 （営業日の午前9時～午後5時） |
|---|

記

<主な変更の内容>

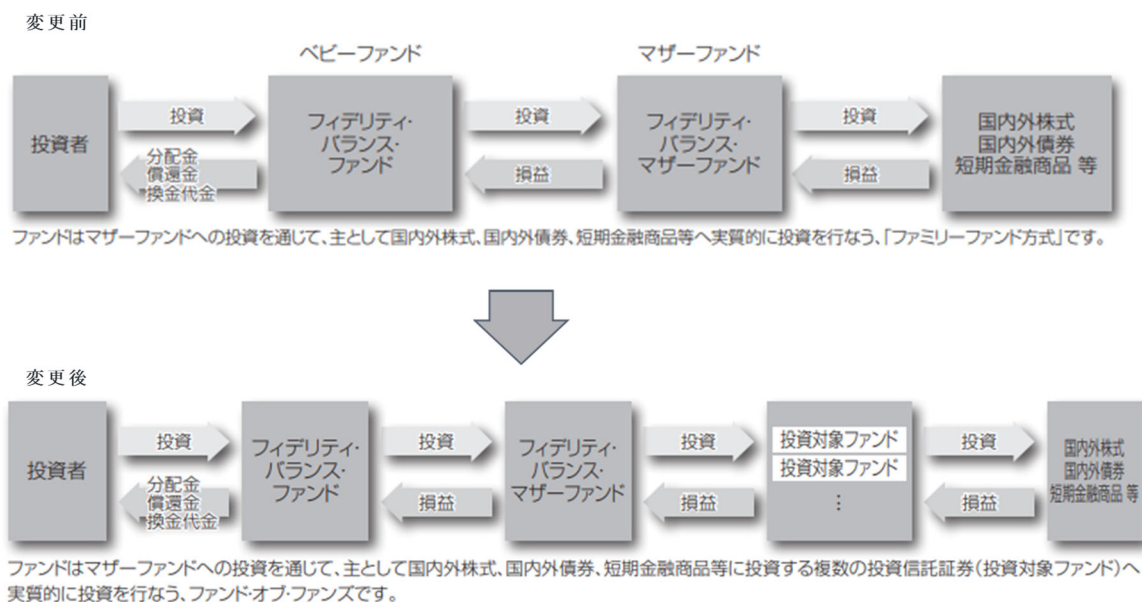
1. 複合ベンチマークについて

現在の金利環境を考慮した資産クラスへ見直しを行いました（2023年3月1日より変更）。

| 変更前 | | 変更後 | |
|--|------|-------------------------------------|------|
| ベンチマーク | 構成割合 | ベンチマーク | 構成割合 |
| TOPIX（配当込） | 25% | TOPIX（配当込） | 25% |
| MSCIワールド・インデックス（除く日本/税引前配当金込） | 25% | MSCIワールド・インデックス（除く日本/税引前配当金込） | 25% |
| FTSE日本国債インデックス（日本円ベース） | 15% | ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（為替ヘッジなし、円ベース） | 50% |
| FTSE世界国債インデックス（除く日本） | 10% | | |
| FTSE世界マネーマーケット・インデックス1ヶ月ユーロ預金インデックス（円セクター） | 15% | | |
| FTSE米短期国債インデックス1ヶ月米国債インデックス | 10% | | |

2. ファンドの形態について

資産配分の柔軟性と運用の効率性を確保するために、マザーファンドが複数の投資対象ファンドを組み入れる、ファンド・オブ・ファンズ方式へ変更いたしました。（投資対象資産の入れ替えのため、2023年2月25日から概ね2～3週間程度は変更前の投資対象資産を一時的に保有する場合があります。変更後の投資対象ファンドにつきましては、最新の目論見書にてご確認ください。）



3. ファンドの費用について

運用管理費用（信託報酬）を含む、ご投資者が負担する費用の水準が下がります。

変更前

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
|--|--|-------|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、 年1.683%(税抜1.53%) の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 | | |
| | 【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率/税抜) | | |
| | ファンドの純資産総額に対して | 1.53% | 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |
| | 委託会社 | 0.73% | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 0.70% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| | 受託会社 | 0.10% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
| マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。 | | | |



変更後

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | |
|--|---|-------|--|
| 運用管理費用 (信託報酬) | ファンドの純資産総額に対し、 年0.99%(税抜0.90%) の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 | | |
| | 【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率/税抜) | | |
| | ファンドの純資産総額に対して | 0.90% | 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |
| | 委託会社 | 0.10% | 委託した資金の運用の対価 |
| | 販売会社 | 0.70% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価 |
| | 受託会社 | 0.10% | 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
| マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。 | | | |
| 投資対象とする 投資信託証券* | 最大年率0.69%(税込)程度 | | |
| 実質的な負担* | 最大年率1.68%(税込)程度 | | |

4. お申込不可日について

12月25日をファンドのお申込不可日（購入・換金申込不可日）といたします。

5. その他

各種変更後のファンドの詳細につきましては、最新の目論見書をご確認ください。

以上